

◎ 東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月公告第6号）の一部を次のように改正し、2022年12月1日から施行する。

改正前	改正後												
(前略)	(前略)												
<p>(学割証の発行方)</p> <p><b>第11条</b> 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、たうえ、交付するものとする。</p> <p>(1) 発行番号</p> <p>(2) 学校種別又は指定番号</p> <p>(3) 部科及び学年</p> <p>(4) 学生証、生徒証又は児童証（以下「証明書」という。）の番号</p> <p>(5) 氏名及び年齢</p> <p>(6) 有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）</p> <p>(7) 発行年月日</p> <p>(8) 学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）</p> <p>(9) 学校名</p> <p>(10) 学校代表者氏名</p> <p>2 前項に掲げる学割証を交付する場合の記入事項の記入方は、次の各号の例によるものとする。以下この章中通学証明書及び証明書についてもまた同じ。</p> <p>(1) 前項第2号に規定する学校種別又は指定番号の記入方は、次の例によるものとする。</p> <p>(例)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">第2条第1項第1号の学校</td> <td style="width: 40%;">「高等学校」</td> </tr> <tr> <td>同条同項同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程</td> <td>「広高東京1」</td> </tr> <tr> <td>同条同項第2号の学校</td> <td>「準東京1」</td> </tr> </table>	第2条第1項第1号の学校	「高等学校」	同条同項同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程	「広高東京1」	同条同項第2号の学校	「準東京1」	<p>(学割証の発行方)</p> <p><b>第11条</b> 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、たうえ、交付するものとする。</p> <p>(1) 発行番号</p> <p>(2) 学校種別又は指定番号</p> <p>(3) 部科及び学年</p> <p>(4) 学生証、生徒証又は児童証（以下「証明書」という。）の番号</p> <p>(5) 氏名及び年齢</p> <p>(6) 有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）</p> <p>(7) 発行年月日</p> <p>(8) 学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）</p> <p>(9) 学校名</p> <p>(10) 学校代表者氏名</p> <p>2 前項に掲げる学割証を交付する場合の記入事項の記入方は、次の各号の例によるものとする。以下この章中通学証明書及び証明書についてもまた同じ。</p> <p>(1) 前項第2号に規定する学校種別又は指定番号の記入方は、次の例によるものとする。</p> <p>(例)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">第2条第1項第1号の学校</td> <td style="width: 40%;">「高等学校」</td> </tr> <tr> <td>同条同項同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程</td> <td>「広高東京1」</td> </tr> <tr> <td>同条同項第2号の学校</td> <td>「準東京1」</td> </tr> </table>	第2条第1項第1号の学校	「高等学校」	同条同項同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程	「広高東京1」	同条同項第2号の学校	「準東京1」
第2条第1項第1号の学校	「高等学校」												
同条同項同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程	「広高東京1」												
同条同項第2号の学校	「準東京1」												
第2条第1項第1号の学校	「高等学校」												
同条同項同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程	「広高東京1」												
同条同項第2号の学校	「準東京1」												

改正前	改正後
<p>同条同項第3号の学校 「大 阪2」</p> <p>同条同項第4号及び第5号の学校 「外東京3」</p> <p>(2) 前項第8号に規定する学校所在地の記入方で、通信による教育を行う学校の面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合の記入方は、次の例によるものとする。</p> <p>(例)</p> <p>(面接授業会場) 東京都〇〇区△△ 1 — 2 — 3</p> <p>学校所在地 北海道〇〇市△△町 4 — 5 — 6</p> <p>3 新たに入学する学生又は生徒に対する学割証の交付は、本人が当該指定学校への入学手続を完了し、学校の代表者が証明書を本人に交付したのについては、学年の始期以前であつてもこれを行うことができる。ただし、学年の始期以前に発行する学割証には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を赤書きしなければならない。</p> <p>4 卒業する予定の学生又は生徒に対する学割証の交付は、学年の終期まで行うことができる。ただし、学年の終期前に発行する学割証の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その表面余白に「何月何日まで有効」の例により学年の終期を赤書きしなければならない。</p> <p>(注) 「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日(単位制高等学校教育規程に規定する単位制による課程(以下「単位制課程」という。)で学期の区分に従い入学させる場合にあつては、当該学期の始まる月の初日。)をいい、「学年の終期」とは、学年の終る月の最後の日(単位制課程で、学期の区分に従い卒業させる場合にあつては、当該学期の終る月の最後の日。)をいう。</p> <p>5 旅客規則第40条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第40条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。</p>	<p>同条同項第3号の学校 「大 阪2」</p> <p>同条同項第4号及び第5号の学校 「外東京3」</p> <p>(2) 前項第8号に規定する学校所在地の記入方で、通信による教育を行う学校の面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合の記入方は、次の例によるものとする。</p> <p>(例)</p> <p>(面接授業会場) 東京都〇〇区△△ 1 — 2 — 3</p> <p>学校所在地 北海道〇〇市△△町 4 — 5 — 6</p> <p>3 新たに入学する学生又は生徒に対する学割証の交付は、本人が当該指定学校への入学手続を完了し、学校の代表者が証明書を本人に交付したのについては、学年の始期以前であつてもこれを行うことができる。ただし、学年の始期以前に発行する学割証には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を赤書きしなければならない。</p> <p>4 卒業する予定の学生又は生徒に対する学割証の交付は、学年の終期まで行うことができる。ただし、学年の終期前に発行する学割証の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その表面余白に「何月何日まで有効」の例により学年の終期を赤書きしなければならない。</p> <p>(注) 「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日(単位制高等学校教育規程に規定する単位制による課程(以下「単位制課程」という。)で学期の区分に従い入学させる場合にあつては、当該学期の始まる月の初日。)をいい、「学年の終期」とは、学年の終る月の最後の日(単位制課程で、学期の区分に従い卒業させる場合にあつては、当該学期の終る月の最後の日。)をいう。</p> <p>5 旅客規則第39条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第39条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。</p>

改正前	改正後
6 学割証の発行者が記入する事項は、誤つて記入した事項に限り、その箇所に発行者の職印を押して訂正することができる。  (以下略)	6 学割証の発行者が記入する事項は、誤つて記入した事項に限り、その箇所に発行者の職印を押して訂正することができる。  (以下略)